

第37回名取市農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和3年5月28日(金)
開 会 午後2時
閉 会 午後3時35分
2. 場 所 名取市役所 6階大会議室 東側
3. 提出議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第3号 非農地証明願出について
議案第4号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
4. 報告事項 (1) 農地賃貸借権解約について
(2) 非農地証明願出について
(3) 行政不服審査法第29条の規定に基づく審査請求書に対する
 弁明書の提出について
(4) 行政不服審査法第29条の規定に基づく審査請求書に対する
 弁明書の提出について
5. 出席委員(28人)
会 長 15番 大友 正一
農業委員 1番 布田 順一 2番 大内 繁徳 3番 入間川 康弘
4番 佐竹 智弘 5番 大久保 昭子 6番 高橋 千里
7番 武田 とも子 8番 吉田 芳信 9番 相澤 喜美
10番 松浦 岩男 11番 阿部 悦雄 12番 入間川 昭一
13番 松浦 朋子 14番 引地 長一
推進委員 1番 長田 義孝 2番 渡邊 正明 3番 菅野 弘一
4番 齋 重昭 5番 大内 伸一 6番 伊東 繁男
8番 橋浦 福男 9番 武田 公男 10番 遠藤 勝典
11番 松浦 正博 12番 川村 勇 13番 松浦 道彦
14番 中澤 正一
欠席推進委員 7番 鈴木 茂之、15番 渋谷 由勝
6. 事務局出席職員
事務局長 小畑 信一 局長補佐 成田 利顕 主幹 大友 十和子
7. 会議の内容 別紙会議録のとおり

第37回名取市農業委員会総会会議録

【開 会】

午後2時、ただいまから、名取市農業委員会第37回総会を開催いたします。

本日の総会は、農業委員15名、農地利用最適化推進委員13名 計28名出席です。よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【会議の内容】

○議長（大友正一会長）

◎会議録署名委員の指名

議長において次の2名を会議録署名委員に指名をした。

8番 吉田 芳信 委員 9番 相澤 喜美 委員

◎会議の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○議長（大友正一会長）

議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

松浦岩男代表委員よりご説明をお願いします。

○3班代表委員（松浦岩男委員）

第3班代表委員の松浦岩男です。農業委員は第3班、農地利用最適化推進委員は第4班で担当しました。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、農地法第5条の規定により下記農地の申請があったので意見を求めます。令和3年5月28日提出。

番号1、大字・字・地番は愛島小豆島字宇賀崎117番1、地目は登記現況共田、登記面積は276㎡、転用目的は資材置場です。譲渡人、譲受人の住所・氏名については総会資料のとおりです。転用目的は、住宅リフォームで使う資材及び設備機器等の保管、売買で総額180万円となっています。譲渡人・譲受人ともに申請手続きは行政書士に委任されています。土地は、土地改良区の地区から除外されています。場所については担任委員会資料1ページから2ページ、総会資料2ページをご覧ください。仙台館腰線と名取愛島線との交差点から少し北側です。隣接地の116番1は田とありますが、平成30年に資材置場として転用されています。117番1は、整地して砂利を敷いて資材を置く際、通行車両の多いところなので注意するよう指導しました。西側には水路がありますので、土砂の飛散防止に注意するよう指導しました。

次に番号2、愛島塩手字西滝沢66番4、地目は登記現況共畑、登記面積は328㎡、転用目的は駐車場です。貸付人、借受人の住所・氏名については総会資料のとおりです。開発許可は否、賃貸借権設定、賃貸借期間は許可日から5年間。賃借料は、年間50,000円、従業員駐車場8台及び臨時中型トラック駐車場です。

担任委員会資料3ページから4ページ、総会資料3ページをご覧ください。66番3は、今回の借受人の資材置場となっています。借受人の経営している事業所では、従業員が増えたため駐車場が狭くなり、駐車場用地を探したが見つからなかったため、66番宅地の貸付人に相談したところ、66番4を紹介されたそうです。畑については砂利を敷いて駐車場にし、雨水は自然排水のほか、北側の用水堀へ排水の勾配を設けるとのことです。

議案第1号1番2番までにつきましては、5月26日の担任委員会で現地調査を行い、1番については譲渡人・譲受人から委任状を受けた行政書士から、2番については貸付人・借受人からそれぞれ実情を聴取したところ、お配りした「農地転用許可基準及び審査内容」でお示しのとおり、農地区分における転用については問題ないものと考えます。

○議長（大友正一会長）

農地利用最適化推進委員の中澤正一委員からご意見等をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中澤正一委員）

議案第1号1番、2番につきまして、5月26日の担任委員会の現地調査に同行し、周辺農地への影響は生じないものと判断しました。よって転用については問題ないものと考えます。

○議長（大友正一会長）

両委員からご説明、ご意見をいただきました。この件について、ご質問はござい

ませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

《議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（大友正一会長）

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします

松浦岩男代表委員よりご説明をお願いします。

○ 3班代表委員（松浦岩男委員）

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について、農地法第3条の規定により下記農地の申請があったので意見を求める。令和3年5月28日提出。

番号1、大字・字・地番は愛島塩手字北野102番、地目は登記現況共畑、登記面積は208㎡、権利種別は売買、譲渡人、譲受人の住所・氏名については総会資料のとおり、譲受人の経営面積は102a、世帯員・労力人は共に3人、売買ということで10aあたり384,615円、総額8万円です。総会資料5ページをご覧ください。隣接地の103番1は今回譲受人の所有田です。隣の102番が今回申請の畑です。譲受人は田で耕作をされていて不便を感じていたところ102番を譲り受けることで四角い田として農作業の効率化を図る計画であります。水利については、ため池の方からポンプで汲み上げて水を張っている状態です。

番号2、大字・字・地番は堀内字北松378番4、地目は登記現況共田、登記面積は880㎡、権利種別は贈与、譲渡人、譲受人の住所・氏名については総会資料のとおり、譲受人の経営面積は168a、世帯員4人、労力人は3人、後継者への贈与です。番号3、大字・字・地番は高館川上字西北畑5番、地目は登記現況共田、登記面積は705㎡、権利種別は贈与、譲渡人、譲受人の住所・氏名については総会資料のとおり、譲受人の経営面積は16a、世帯員7人、労力人は1人、後継者への贈与で

す。

議案第2号1番については、5月26日担任委員会で譲受人から事情を聴取しました。2番、3番につきましては、農業後継者への贈与であり、農地法第3条の判断基準で示しのとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

農地利用最適化推進委員の中澤正一委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（中澤正一委員）

議案第2号1番から3番につきましては、許可要件を満たすため、本手続きについては適当であると考えます。

○ 議長（大友正一会長）

両委員からご説明、ご意見をいただきました。この件について、ご質問はございませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第2号は原案のとおり決定といたします。

《議案第3号 非農地証明願出について》

○ 議長（大友正一会長）

議案第3号「非農地証明願出について」を議題といたします。それでは松浦岩男代表委員よりご説明をお願いします。

○ 3班代表委員（松浦岩男委員）

議案第3号非農地証明願出について、下記願出人より非農地証明願出の提出があったので意見を求める。令和3年5月28日提出。

番号1、下増田字屋敷162番1外4筆、登記地目畑、現況雑種地。登記面積は9,871㎡、願出人の住所、氏名については、総会資料のとおりです。こちらの土地は、下増田地区防災集団移転促進事業用地として願出人である名取市が買収した土地で、今後農地として名取市が使用することが困難として非農地証明の申請を受けました。名取市建設部北釜整備推進室の職員に実情聴取を行いました。農地の買い取りは2月

8日から3月9日までの間に行われました。今回で買い取り予定地は全て買い取りが完了となり、これから復興事業を推進していくところです。また草刈りについて、行われていないところもあり、今後市が除草作業を行っていくとのことでした。

議案第3号1番につきましては、5月26日の担任委員会で名取市の担当職員から実情を聴取したところ非農地であることを確認したため、非農地証明を交付することは問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

農地利用最適化推進委員の中澤正一委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（中澤正一委員）

議案第3号1番につきましては、5月26日の担任委員会の現地調査に同行し、名取市の担当者から実情を聴取した。この農地は名取市が防災集団移転促進事業として買い取り、今後農地として使用することはなく復興事業に活用するために非農地証明の交付願いが出されました。以上の観点から、非農地証明を交付することは問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

只今、両委員からご説明、ご意見をいただきました。この件について、ご質問はございませんか。

○ 「なし」の声あり

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第3号は原案のとおり証明書を交付することに決定いたします。

《議案第4号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

議案第4号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（大友主幹）

議案書の9ページをお開きください。議案第4号農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて令和3年5月17日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したため、意見を求めます。

令和3年5月28日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規5件17,246㎡、更新0件、合計5件17,246㎡。

2 利用権を設定する土地

田14筆17,246㎡、畑0筆、合計14筆17,246㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定3件、所有権移転2件。

② 賃借権の存続期間。10年3件。

③ 借賃10a当り。30kg1件、45kg2件。

④ 所有権移転の売買総額。

1,100,000円1件、1,300,000円1件。

⑤ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

⑥ 公告予定年月日。令和3年5月31日予定。

詳細につきましては、議案書10ページから11ページのとおりです。

○ 議長（大友正一会長）

事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

○ 「なし」の声あり

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

挙手全員でありますので、議案第4号については原案のとおり承認いたします。

《報告事項（1）農地賃貸借権解約について》

《報告事項（2）非農地証明願出について》

《報告事項（3）行政不服審査法第29条の規定に基づく審査請求書に対する弁明書の提出について》

《報告事項（4）行政不服審査法第29条の規定に基づく審査請求書に対する弁明書の提出について》

○ 議長（大友正一会長）

報告事項（1）「農地賃貸借権解約について」、報告事項（2）「非農地証明願出について」を、報告事項（3）「行政不服審査法第29条の規定に基づく審査請求書に対す

る弁明書の提出について」、報告事項（４）「行政不服審査法第２９条の規定に基づく審査請求書に対する弁明書の提出について」、をそれぞれ一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（大友主幹）

別紙議案書により報告事項（１）（２）について説明を行い、届出を受理した旨説明。

○ 議長（大友正一会長）

事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

○ 「なし」の声あり

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、報告事項（１）から報告事項（２）までについて承認といたします。

○ 議長（大友正一会長）

次に、報告事項（３）（４）について事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（成田局長補佐）

「行政不服審査法第２９条の規定に基づく審査請求書に対する弁明書」について資料を配布し説明。

○ 議長（大友正一会長）

事務局より説明がありました。ご質問はありませんか。

○ （中澤正一推進委員）

事務局から報告を受けた報告事項の（３）、（４）ですが、農業委員会が申請を否決したことについて異議を申し立てたものとして捉えております。

過去にも否決の議案がありましたが、否決の理由について修正をした申立人が新たに申請したことで、可決した事例がありました。今回の件については、異例ともいえる形で進んでいるのではないかと危惧しております。本委員会の議決は、基準・規範を守りながら採決するのは当然のことですが、このような事態となることで今後、委員会の事務環境が多忙をきたすことになるのではないかと懸念します。この様な案件に対するときは、毅然たる委員会の判断で臨んでいくことは当然ながら、今回の様な事態にならないような方法を模索することも必要ではないかと感じます。この件は大変難しい問題であります。

○ 議長（大友正一会長）

中澤委員の方から報告（３）、（４）についてご意見がありました。名取市農業委員会としては、業務を行う上で、農地法が基本となっております。この法律に照らして適否の判断を行うものです。審査請求のあった案件は、申請書の内容について一部見直しを行うよう担任委員会で説明しましたが、その承諾を得られずに、そのまま申請したいという申

請人の固い意志によってこのような結果となったものです。このやり取りの中では、農業用の機械についても、現在保有していないが、今後、保有すると回答する等、その確実性に疑問がありました。今回の方ではないですが、以前、農機具も作業場も持たない方が農地を取得してきたことがありました。宮城県からはこのような農地取得を今後は認めないという指導があったことを記憶しております。農業委員会は農地法によって業務を行っており、今回の案件が特別厳しい取扱いをしたわけではないと思っております。

○（松浦道彦推進委員）

農地法によって業務を行うことは当然ですが、今後、農地法の網をすり抜けて農地を取得した方がいた場合には、遡及して許可を取り消すなどの厳しい対応を行っていくべきであると考えます。

○ 議長（大友正一会長）

他にありませんか。

○ 12番（入間川昭一委員）

担任委員会で実情を聴取した際、こちらの質問に対してその回答が不明瞭でありました。しかし、このまま申請するという申請人の固い意志があったため総会に諮ることとなりました。今後は、担任委員会で疑義が残らないよう努めていきたいと思っております。

○ 議長（大友正一会長）

他にありませんか。

○（菅野弘一推進委員）

これは、県の方で審査をするのでしょうか。それとも名取市農業委員会でもう一度決めるのでしょうか。

○ 事務局（成田局長補佐）

今回の審査請求は県に対するものですので、県知事が今回の名取市農業委員会の処分に対して判断することになります。

○（菅野弘一推進委員）

県の方でよろしいとなれば許可となるのでしょうか。

○ 事務局（成田局長補佐）

県が名取市農業委員会の不許可処分を取り消すとの採決が下りた場合は、恐らく再申請ということになるかと思いますが、今一度確認をしたうえで報告いたします。

○ 議長（大友正一会長）

他にございませんか。

○ 10番（松浦岩男委員）

農地法第3条では、自ら耕作する者でないと農地を借りることも購入することもできない。貸し手、借り手から我々が実情聴取をすることは、その人の計画の確実性を

確認するためです。この件について、我々名取市農業委員は毅然とした態度で臨んでおり、それが我々の仕事であります。

○ 議長（大友正一会長）

他にございませんか。

○ 15番（引地長一委員）

この時の担任委員会は、農業委員が2班、農地利用最適化推進委員は4班が担当しました。そのメンバーに私もいました。内容は今皆さんが話したとおりです。申請書では、さつまいもを栽培しますとあります。本当にこの場所でさつまいもを栽培するのか確認したところ、水稲を作りますと回答が変わります。だれが水稲を作るのか、水稲用の機械はどうするのかと確認すると、機械は借ります、最後には委託しますと回答が変わります。このような実情聴取の内容でした。また、農業従事に関しては、農業は委託しているため自ら従事していないとの回答でありました。そういう内容でした。

○ 議長（大友正一会長）

他にございませんか。

○ （渡邊正明推進委員）

この議案書等が送られてきて初めてこの様なことがあったのだと分かったのですが、私が疑問を持ったのは、譲渡人が一人で譲受人が二人である点です。譲受人の二人は、何か血縁関係のある方々なののでしょうか。委任状を出している仙台弁護士会の方々も同じです。

○ 事務局（成田局長補佐）

ただ今のご質問ですが、審理員からは具体的な説明は受けておりません。委任を受けられた弁護士が、たまたま同じであったと解釈しております。つながりがあるのかと思われませんが、推測に留まります。

○ 議長（大友正一会長）

他にございませんか。

○ 9番（相澤喜美委員）

一つだけ質問します。事務手続きのことです。

審理員からの依頼文書の2ページに第4審査請求の理由、1「不許可理由に該当しないこと」とありますが、名取市農業委員会は、不許可処分に該当するものとしての理由をあげている中で申請人にはどのように不許可を通知していたのでしょうか。

○ 事務局（小畑局長）

ただ今相澤委員より質問のありました件につきましては、資料の審理員からの依頼文書の最後のページをご覧ください。様式例第1号の2が、相手方への通知になります。この文書の一番下に許可しない理由が記され、ここが農地法第3条第2項第1号

に該当するという理由で否決している部分です。ここが相手方の弁明と食い違うところでは。

○ 9番（相澤喜美委員）

この文書一枚しか弁護士へいっていないということでしょうか。

○ 事務局（小畑局長）

相手方弁護士への書類提出にあたりまして、総会議事録も添付してあります。

○ 議長（大友正一会長）

他にございませんか。

○ 15番（引地長一委員）

総会で全員が否決に賛成しています。裁判になった場合には、名取市農業委員会として対応することになります。会長一人が責任を負うということではありません。

○ 議長（大友正一会長）

この提出した書類は、全部皆さんが議決したことで実情聴取の中身にそのようなことが書かれている事なので問題ないと思います。

他にございませんか

○ 「なし」の声あり

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声が出ましたので、報告事項（3）、及び（4）について承認といたします。次にその他に入ります。事務局説明をお願いします。

○ 事務局（小畑局長）

〔その他として局長より5月の農業委員会行事日程説明を行った。〕

○ 議長（大友正一会長）

以上で、第37回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後3時35分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和3年6月24日

名取市農業委員会
議 長 _____

署名委員 8番 _____

署名委員 9番 _____